

保護者向け

ネットの危険から子どもを守るために、
保護者ができること

保護者ができる3つのポイント

子どもが不適切なサイトやオンラインゲームなどにより、犯罪やトラブルに巻き込まれています。ネットの危険から子どもを守るために、保護者ができる3つのポイントを紹介します。



POINT

ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは、子どものスマートフォン等の使用状況を保護者が把握し、管理する仕組みです。子どもがスマートフォン等でゲームをする場合、保護者のスマートフォンで、プレイ状況を確認し、プレイ時間や時間帯の調整、課金の制限等を行うことができます。

【ペアレンタルコントロールの例】

設定はそれぞれのOS事業者からサービスが提供されています。例えば、次の機能があります。

- ・iPhoneの「ファミリー共有」
- ・Androidの「ファミリーリンク」
- ・Windows 10の「ファミリー機能」

ペアレンタルコントロールは、利用制限が簡単に設定できることが特徴です。



POINT

フィルタリングを活用しましょう

子どもがスマートフォン等を利用する際には、不適切な情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」を活用しましょう。特に出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、閲覧できないように制限できます。





家庭のルールを子どもと一緒に作り、成長とともに見直しましょう

子どもがスマートフォン等で上手にインターネットを活用できるよう、家庭のルールをつくりましょう。

スマートフォン等の利用状況は、子どもと話し合い、問題がないか確認しましょう。トラブルが発生した場合は、子どもが一人で抱え込まず、すぐに保護者に相談するよう、普段から子どもに話しておきましょう。

【家庭のルールの具体例】

- ・名前や顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・利用する場所や時間を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・トラブルの時はすぐに保護者に相談する。



保護者自身が気を付けること

・子どもは保護者の行動を見て、育ちます。子どもだけでなく保護者自身も適切なインターネット利用を心がけましょう。

・保護者には、子どもにインターネットを利用させる際の責務があります。(青少年インターネット環境整備法第6条)

いざというときの相談窓口

『誹謗中傷』に関する相談窓口は、いろいろあります。どんな相談をどこにすれば良いのか、迷ったときには次の窓口をご活用ください。

違法・有害情報相談センター
(総務省)

<https://www.ihaho.jp>

迅速な助言

専門知識を持った相談員がアドバイス



人権相談
(法務省)

<https://www.jinken.go.jp>

みんなの人権110番

0570-003-110

削除要請・助言
助言に加え、違法性を判断しプロバイダ等に削除要請



誹謗中傷ホットライン
(セーフインターネット協会)

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡
一定の基準に該当すると判断した場合、プロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す



ネット上の有害情報提供窓口
(北海道教育委員会)

<https://webreport.public.ptw.jp/hokkaido/>

道内の小・中・高等・中等教育・特別支援学校に係る、ネット上の誹謗中傷などを収集



◎子どもたちのインターネット利用に関わる相談がありましたら、以下にご相談ください。
◀北海道教育委員会ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト▶
<https://webreport.public.ptw.jp/hokkaido/helpsite/>

